

## 広報こまえの広告取り扱い 代理店を募集します

市では、経費負担の軽減や地元企業の活性化を図るための取り組みの一つとして、広報こまえに広告を掲載しています。

この広告掲載の申し込み受け付け、広告版下原稿の作成等広告掲載に関する業務等を取り扱う代理店を募集します。

〔応募要件〕▽東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録していること▽広報に設ける広告枠すべてに掲載する広告を確保できること

〔取扱期間〕平成19年4月15日号〜平成20年4月1日号

〔決定方法〕競争入札により決定  
〔申し込み・問い合わせ〕12月15日(金)までに、申請書(市ホームページからダウンロードまたは情報課で配布)を情報課へ。

## 多摩川衛生組合指名参加 (工事等)願いの受け付け

平成19・20年度に、多摩川衛生組合が発注する工事・設計・測量・地質調査などの仕事を希望する業者の方は、「指名参加願い」を提出してください。

今回の受け付けは、新規・更新の業者の方すべてが対象となります。

〔受付期間〕平成19年1月22日(月)〜2月2日(金)午前9時〜11時30分・午後1時〜4時(土・日曜日・祝日を除く)

〔申請書類の配布〕多摩川衛生組合ホームページ(<http://www4.ocn.ne.jp/~tamagawa>)で配布します。

〔有効期間〕平成19年4月1日〜平成21年3月31日  
〔申し込み・問い合わせ〕多摩川衛生組合 ☎042(377)3601へ。

## 市長コラム 113



明日2日夜7時から、西河原公民館で「音楽の街―狛江」フォーラム06が開催されます。

### 明日、「音楽の街―狛江」フォーラムが開かれます

現在、「音楽の街―狛江」構想策定委員会で、年度内の答申を目指し熱心な議論が続いています。このところ、構想の素案がまとまりました。当日は、それを発表し参加者からご意見を伺うとともに、音楽や市民文化に関

わっている方がたのパネルディスカッションや市内在住音楽家の演奏も用意されています。「音楽の街」を呼びかけた昨年以降、たくさんの市民から歓迎の声が上がり、今や「音楽の街」に向けた自主的な取組みが次々と生まれています。10月には

盟の皆さんがストリートライブを企画してくれましたし、市民団体などの音楽発表会やコンサートにご招待いただく機会も増えました。こうした盛り上がりこそ、「音楽の街」を創る力です。立派な施設を建設したりすることは困難ですが、市民音楽家が市内で気軽に演奏できる環境を整え、市民文化を通じた狛江の魅力づくりを、大いに進めていきたいと思えます。

狛江市長  
天野 裕太

## 山梨県小菅村の日帰り保養施設「小菅の湯」の利用方法が変更になりました

10月30日(月)に狛江市と山梨県小菅村との間で、住民交流友好都市宣言の調印が行われたことに伴い、市民の皆さんは「小菅の湯」を村民料金でご利用いただけることになりました。そのため、契約施設利用券の発券を停止します。



### ■「小菅の湯」村民料金

中学生以上	300円
小学生	150円
中学生以上 タオル付	450円
中学生以上 フルセット	500円
小学生 フルセット	300円

▽タオル付…フェイスタオル、バスタオル  
▽フルセット…フェイスタオル、バスタオル、館内衣上下  
※小学校就学前の子どもは無料

ご利用の際には、保険証、免許証等住所を確認できるものを持参のうえ、直接「小菅の湯」へお出かけください。なお、保険証等が手元にならない場合は、産業生活課へご相談ください。

〔問い合わせ〕産業生活課

## 年金受給者の方の現況確認方法が変わります

年金を受ける権利の有無の確認については、毎年、誕生日に社会保険庁社会業務センターから送付される現況届によって行いますが、12月生まれの方から住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより現況届の提出が不要になります。ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要です。

▽社会保険庁に届け出されている住所が住民票上の住所と異なる場合  
▽社会保険庁に住所変更等が提出されていない場合  
▽外国籍(外国人登録)の方および外国にお住まいの場合  
また、加給年金額を受けられ

るかどうかの生計維持の確認が必要な方は「生計維持確認届」、障害の程度の確認が必要な方は「診断書」の提出も引き続き必要となります。なお、住民票コード入りの住民票の写しが必要な方は、市民課へ「年金受給権者現況届の提出にあたって」と、免許証・保険証・年金証書のいずれかを持参のうえ、ご本人または同一世帯の方が交付申請を行ってください。それ以外の場合は郵送料(80円)が必要です。

## 償却資産申告(平成19年度申告用)のお願い

土地・家屋以外で事業(工場・事務所・店舗・アパート・駐車場等)の用に供することのできる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産を法人・個人を問わず申告することになっています。初めて申告する方は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

19年1月31日(水)までに、課税課へ。

### ■償却資産の例示

資産の種類	課税対象
構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、内装、外装、庭園、そのほか土地に定着する土木設備等
機械および装置	旋盤、ボール盤、プレス機、モーター、ポンプ、科学機械、コンベアー、医療機械、そのほか物品の製造・加工等に使用する機械および装置等
船舶	ボート、釣り船、貨物船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両および運搬具	フォークリフト、構内運搬車、自転車、大型特殊自動車、ロードローラー、ブルドーザー、パワーショベル、タイヤローラー等(ただし、自動車税・軽自動車税が課税されるものは除く)
工具・器具および備品	机、椅子、計算機、測定工具、検定工具、応接セット、陳列ケース、ロッカー、医療用機器、理容・美容機器、金庫、タイプライター、自動販売機、冷蔵庫、テレビ、クーラー、そのほか各種工具および備品等

※アパートや駐車場等を経営されている場合、土地・家屋以外の資産(エアコン、外溝、塀、アスファルト舗装、砂利敷、フェンス等)は、償却資産に該当します。

## 保存樹木等の点検を行います

12月4日(月)から保存樹木等の総点検を行います。市職員が訪問のうえ調査しますので、協力をお願いします。また、新たに登録していただけの保存樹木等を募集します。

▽1・5mの高さにおける幹  
〔問い合わせ〕環境改善課